
内閣府科学技術・イノベーション推進事務局上席政策調査員又は政策調査員（非常勤一般職国家公務員）募集要項

令和8年6月2日

今般、原子力委員会の庶務を担い、原子力の研究、開発及び利用に関する調査、企画、立案等を行っている内閣府科学技術・イノベーション推進事務局において、上席政策調査員または政策調査員として勤務いただく方を募集いたします。

1. 採用内容

職名：上席政策調査員または政策調査員（非常勤）

採用予定者数：1名程度

採用予定日：令和8年7月13日（採用日は相談に応じる）

2. 業務内容

- ・国内外の原子力関連政策の関連作業や会議対応
- ・政策立案に必要なデータ収集
- ・整理・調査・分析・関連する国内外の政策情報の収集・整理など

なお、具体的な業務の実施に際しては、個人の専門性、経験等を勘案しつつ、必要となる業務内容を随時指定させていただきます。

3. 応募資格

以下の（1）～（3）の全ての条件に該当する者。

（1）大学卒業程度の学歴又はこれと同等以上の学力を有し、Word、Excel、PowerPoint、Outlookなどのソフトウェアの使用経験があり、不自由なく操作できること。

（2）原子力分野をはじめとする製造・産業分野などの関係分野の業務を5年以上経験していること。

（3）健康状態が良好で、当該任期期間にわたり、継続して勤務が可能であること。

なお、以下に該当する方は、応募できませんので御了承ください。

- ① 日本国籍を有しない者
- ② 国家公務員法（昭和22年法律第120号）第38条の規定により国家公務員となることができない者
 - ・拘禁以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過し

ない者

- ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ③ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

4. 勤務条件

身分：一般職国家公務員（非常勤）

勤務地：内閣府（中央合同庁舎8号館6階）（東京都千代田区永田町1-6-1）

勤務時間：週5日（月～金）

1日5時間45分（10：00～12：00及び13：30～17：15）
土、日、祝日及び年末年始は休み（ただし、部局長が特別に勤務の必要があると認められた場合は勤務とする）

任期：原則として採用日から2年間

給与等：上席政策調査員の場合：月額 13,100 円（月額は見込み）

政策調査員の場合：月額 10,900 円（月額は見込み）

※資格、経験、業績等により上記のどちらかに格付け

※上記の金額は、法令等の施行及び改正に伴って変更する場合がある

※通勤手当を支給（月額上限 150,000 円）マイカー通勤不可

※賞与・昇給なし

※給与は、原則翌月 16 日に支給

※年次有給休暇は、採用日に 10 日付与

5. 加入保険等

健康保険（国家公務員共済組合制度（短期給付））、厚生年金保険、雇用保険及び介護保険は加入要件に従う。

6. 応募方法

(1) 提出書類

① 履歴書

写真（6ヶ月以内に撮影したもの）貼付。職務経歴（期間、勤務先、職種、業務内容等）、日中確実に連絡がつく連絡先（電話番号、メールアドレス等）を必ず明記。

② 志望理由（A4横書き、1,000字以内。希望する担当を明記した上で、御自身の知識・経験、技術・専門分野等についても記載してください。）

③ 職務経歴書（これまでに従事したことなる職務の内容を具体的に記述したもの。A4横書き。なお、研究業績等に関する経歴事項がありましたら著書・論文等、表彰・賞罰等についてA4横書きにて別途ご提出ください。また、国外の原子力関係機関での業務経験があれば記述下さい。）

- ④ 資格等の写し（該当あれば）
※面接時の際にご提示ください。

(2) 提出方法

メール送付又は郵送（書留）

(3) 提出先

- ①〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1 中央合同庁舎8号館6階
内閣府科学技術・イノベーション推進事務局 参事官（原子力担当）付

(4) 提出期限

令和8年6月16日（火）必着（持ち込み不可）

7. 選考方法

書類選考の上、面接を行うこととなった方のみ、後日、日時・場所等を御連絡いたします。

8. お問い合わせ先

内閣府科学技術・イノベーション推進事務局 参事官（原子力担当）付

担当：守随、黒石

電話：03-6257-1315（直通）

03-5253-2111（代表）（内線36413）

9. その他

採用後は、『マイナンバーカード』を身分証として使用することとしていますので、あらかじめ同カードの取得を行う必要があります。